

# 富士五湖航行船舶 ルール&マナーガイド

～静かで美しい富士五湖を大切に～



山梨県・山梨県警察

富士五湖の自然の静けさは、私たちに心の安らぎや潤いを与えてくれるものであり、この地域の貴重な自然環境の不可欠な要素となっています。

県では、昭和 63 年 12 月、全国に先駆け、富士五湖の自然の静けさを守るための独自の条例「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」（以下、「静穏保全条例」といいます。）を制定するとともに、昭和 48 年制定の「山梨県富士五湖水安全条例」（以下、「水上安全条例」といいます。）を改正し、世界に誇る富士山の貴重な自然、誰もが安心して快適に利用できる富士五湖の環境を将来にわたって保全していくこととしました。

平成 26 年 3 月には、前年 6 月に富士山が世界遺産に登録されたことや、地元の要望を受け、静穏保全条例を改正して「航行の届出制度」等の新たな仕組みを導入し、自然と調和した富士五湖の適正利用をより一層推進していくこととしました。

## 富士五湖の利用に当たって

富士五湖の利用に当たっては、静穏保全条例及び水上安全条例を遵守するとともに、次の点に留意してください。

|            |                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 山中湖<br>河口湖 | 山中湖と河口湖は、船舶の持ち込みが非常に多く、事故もたびたび発生しています。もしものために、 <u>船舶保険への加入をお願いいたします。</u> |
| 精進湖        | 精進湖は、湖が小さく、浅瀬があつて危険です。 <u>船舶の持ち込みはご遠慮ください。</u>                           |
| 西湖<br>本栖湖  | 西湖と本栖湖は、全域が自然公園法による乗り入れ規制地区に指定されており、 <u>許可船を除き、動力船の乗り入れができません。</u>       |

## 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例について

### ■ 条例の一部改正について（H26 年 3 月 28 日公布・H26 年 8 月 1 日施行）

平成 26 年 3 月に静穏保全条例を一部改正しました。この改正により、既存の「船舶の届出制度」に加え、新たに「航行の届出制度」が導入され、富士五湖（西湖・本栖湖を除く。）に動力船を乗り入れる年度毎に「航行届」の事前提出と「航行届出済証」（ステッカー）の表示（動力船への貼付）が義務付けられたほか、「特定船舶制度」、「みなし廃止制度」、「過料制度」が導入され、制度の拡充が図られました。

### ■ 条例の趣旨

静穏保全条例は、富士五湖の自然の静けさを守るため、主として、富士五湖を航行する動力船（モーターボートや水上バイク）の騒音を規制するものです。規制の対象となる動力船は、船舶安全法で船舶検査が義務付けられている推進機関を有する船舶に限られます。

## ■ 条例の概要

### 航行の制限（第 6 条）

次の場合を除き、航行制限時間における動力船の乗り入れが禁止されています。

なお、航行制限時間に動力船を乗り入れる必要がある場合（公益上必要がある場合に限る。）には、「航行制限時間航行許可申請書」を山梨県富士・東部林務環境事務所環境・エネルギー課に提出して許可を受けてください。

- 国又は地方公共団体が公の用に供するために航行する場合
- 災害等非常事態の発生の際、必要な措置を講じるために航行する場合
- 漁業協同組合員が漁業等の事業のために航行する場合
- 祭礼等慣習的な行事に伴い航行する場合
- 知事が、公益上必要があると認めて許可した場合

|        |                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 航行制限時間 | 午後 9 時から翌日の午前 7 時までの時間（河口湖については、7 月 1 日から 9 月 15 日までの間は、午後 9 時から翌日の午前 6 時までの時間） |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|

### 騒音の規制（第 7 条・第 14 条）

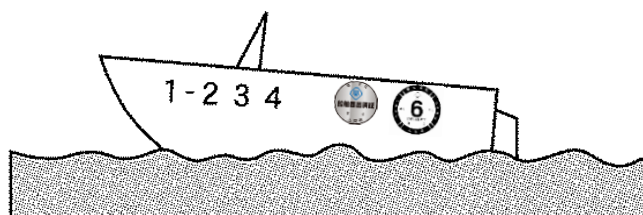
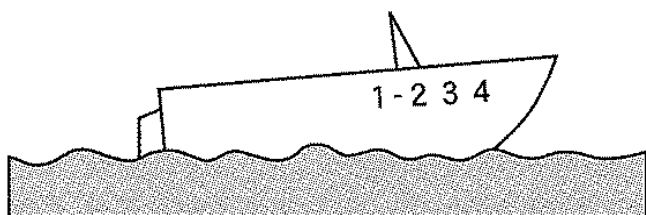
騒音の規制基準を超えて航行した場合には、騒音の防止の方法について改善を命令します。この命令に従わない場合には、航行の中止を指示します。

|        |                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 騒音規制基準 | 航行中の動力船の騒音が湖畔で 5 秒間以上連続して <u>70 デシベル</u> を超えてはならない。 |
|--------|-----------------------------------------------------|

### 船舶の届出（第 8 条・第 9 条）

動力船を富士五湖（西湖・本栖湖を除く。）に初めて乗り入れる場合、「船舶届」（船舶の種類、型式、推進機関の出力、騒音防止の方法等の届出）の事前提出が義務付けられています。

- 「船舶届」は、富士五湖（西湖・本栖湖を除く。）に初めて乗り入れる日の 2 週間前の日までに提出が必要です。
- 「船舶届」のあった動力船には、「船舶届出済証」（ステッカー）が交付されるとともに、その表示（動力船の見やすい位置への貼付）が義務付けられています。
- 「船舶届出済証」（ステッカー）に記載されている番号は、両船側に見やすい方法で表示する必要があります。



- 「船舶届出済証」（ステッカー）を汚損し、又は滅失したときは、「届出済証再交付申請書」を提出し、再交付を受ける必要があります。

### 変更の届出（第 10 条・第 12 条）

「船舶届出済証」の交付を受けた動力船について、「推進機関の出力」又は「騒音の防止の方法」に変更があった場合には、「推進機関の出力等変更届」を提出する必要があります。ただし、騒音の大きさの増加を伴わない変更については、提出不要です。

届出者の氏名、住所等、又は「船舶届出済証」の交付を受けた動力船の船舶番号、船舶検査済票の番号、漁船登録番号、主たる係留場所に変更があった場合には、「氏名等変更届」を提出する必要があります。

### 廃止の届出（第 12 条）

「船舶届出済証」の交付を受けた動力船の使用を廃止した場合（廃船等）や使用していても富士五湖（西湖・本栖湖を除く。）に今後乗り入れる意思がない場合には「船舶使用廃止届」を提出する必要があります。

### 承継の届出（第 13 条）

「船舶届出済証」の交付を受けた動力船を譲り受けた場合には、「船舶承継届」を提出する必要があります。

### 航行の届出（第 13 条の 2・第 13 条の 3）

富士五湖（西湖・本栖湖を除く。）に動力船を乗り入れる年度毎に「航行届」（乗入れる湖、時期、日数等の届出）の事前提出が義務付けられています。

- 「航行届」は年度最初の富士五湖（西湖・本栖湖を除く。）への乗り入れ予定日の 2 週間前の日までに提出が必要です。
- 「航行届」のあった動力船には、「航行届出済証」（ステッカー）が交付されるとともに、その表示（動力船の見やすい位置への貼付）が義務付けられます。
- 「航行届出済証」（ステッカー）を汚損し、又は滅失したときは、交付を受けた町村に「届出済証再交付申請書」を提出し、再交付を受ける必要があります。

### 特定船舶の確認（第 13 条の 4～第 13 条の 6）

条例に規定する「特定船舶」（恒常的に湖を航行している遊覧船、漁船、遊漁船、貸しボート等の動力船や行政機関、教育機関等が保有する動力船）については、「特定船舶確認申請書」を提出し、「特定船舶の確認」を受けることにより、以後の「航行届」の提出が免除されます。

- 「特定船舶の確認」を受けた動力船には、「特定船舶確認済証」（ステッカー）が交付されるとともに、その表示（動力船の見やすい位置への貼付）が義務付けられます。
- 「特定船舶確認済証」（ステッカー）を汚損し、又は滅失したときは、交付を受けた町村に「特定船舶確認済証再交付申請書」を提出し、再交付を受ける必要があります。

### 特定船舶に係る届出等（第 13 条の 7）

|          |                                                                        |
|----------|------------------------------------------------------------------------|
| 特定船舶非該当届 | 「特定船舶確認済証」の交付を受けた動力船が特定船舶に該当しなくなったときは、交付を受けた町村に「特定船舶非該当届」を提出する必要があります。 |
|----------|------------------------------------------------------------------------|

|         |                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 船舶使用廃止届 | 「特定船舶確認済証」の交付を受けた動力船の使用を廃止したときは、交付を受けた町村に「船舶使用廃止届」を提出する必要があります。                                 |
| 船舶承継届   | 「特定船舶確認済証」の交付を受けた動力船を譲り受けたとき、又は「特定船舶の確認」を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、交付を受けた町村に「船舶承継届」を提出する必要があります。 |

### 特定船舶の確認の取消し（第 13 条の 8）

以下に掲げる場合には、「特定船舶の確認」を取り消します。

- 不正の手段により「特定船舶の確認」を受けたとき。
- 「特定船舶非該当届」、「船舶使用廃止届」又は「船舶承継届」の提出があったとき。
- 「特定船舶非該当届」、「船舶使用廃止届」又は「船舶承継届」の提出が必要であるにもかかわらず、その提出がないとき。

### 船舶のみなし廃止（第 12 条）

「船舶届」のあった動力船について、10 年以上連続して富士五湖（西湖・本栖湖を除く。）に乗り入れがない（「航行届」がない）場合には、「船舶使用廃止届」が提出されたものと見なされます。

### 罰則（第 19 条～第 22 条）

以下に該当する者には、30 万円以下の罰金の適用があります。

- 航行制限時間に動力船を航行させた操縦者
- 航行中止の指示に従わないで動力船を航行させた操縦者

以下に該当する者には、20 万円以下の罰金の適用があります。

- 「船舶届」を提出しないで動力船を航行させた船舶所有者
- 虚偽の「船舶届」を提出して動力船を航行させた船舶所有者
- 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

以下に該当する者には、10 万円以下の罰金の適用があります。

- 「推進機関の出力等変更届」を提出しないで動力船を航行させた船舶所有者
- 虚偽の「推進機関の出力等変更届」を提出して動力船を航行させた船舶所有者

### 過料（第 23 条）

以下に該当する者には、5 万円以下の過料の適用があります。

- 「船舶届出済証」、「航行届出済証」（「特定船舶の確認」を受けた動力船については「特定船舶確認済証」）を表示しないで動力船を航行させた船舶所有者
- 「航行届」を提出しないで動力船を航行させた船舶所有者
- 不正の手段により「特定船舶の確認」を受けた船舶所有者
- 特定船舶に該当しなくなった動力船又は「特定船舶の確認」が取り消された動力船に「特定船舶確認済証」を表示して航行させた船舶所有者

### ■ 条例に基づく届出等の窓口

山中湖村観光課      〒401-0595 南都留郡山中湖村山中 237-1      ☎0555-62-9977(直)  
 富士河口湖町環境課      〒401-0392 南都留郡富士河口湖町船津 1700      ☎0555-72-3169(直)

# 山梨県富士五湖水安全条例について

## ■ 条例の趣旨

山梨県富士五湖水安全条例は、富士五湖の水上における交通の安全と事故の防止等を図るため、船舶の航法や酒酔い操縦の禁止、各種大会等の開催の許可を定めたものです。

この条例の規制の対象となる船舶は、機関又は帆を用いて推進する全ての船舶です。

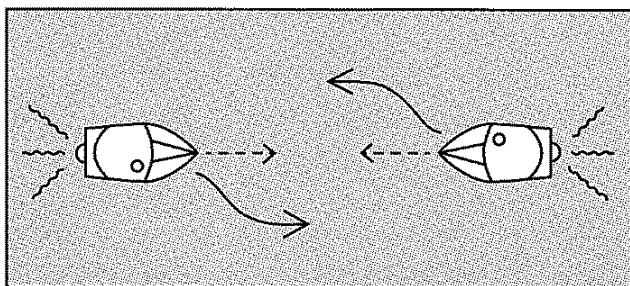
## ■ 条例の概要

### 船舶の航法（第3条～第5条）

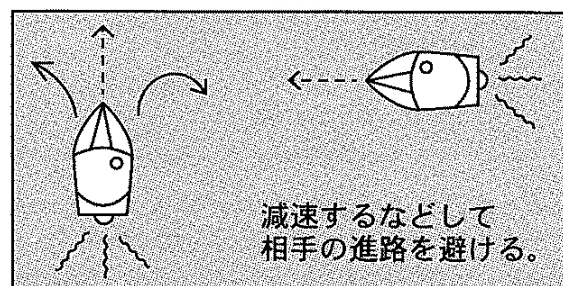
船舶は、他の船や遊泳者に危険を及ぼすような速度と方法で航行してはいけません。また、以下の航法に従って航行してください。

航行ルールに違反している船舶に対しては、警察官から違反行為を中止することや、必要な措置を指示します。

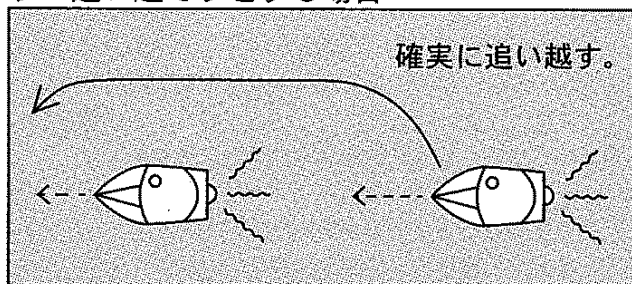
#### ア. 真向いに行き合う場合



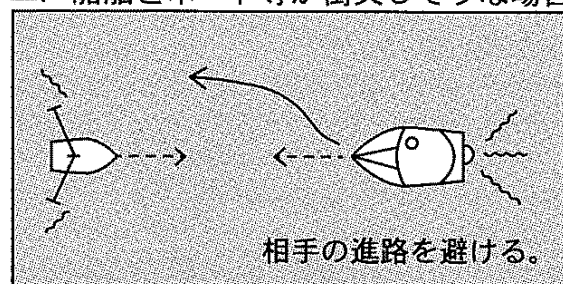
#### イ. 進路を横切る場合



#### ウ. 追い越そうとする場合



#### エ. 船舶とボート等が衝突しそうな場合



### 事故発生時の措置（第6条）

航行中に事故を起こした場合は操縦者（乗務員を含む）は、すぐに次のことをしなければなりません。

- 負傷者を救護すること。
- 危険を防止するための必要な措置を講じること。
- 事故について、速やかに警察官に報告すること。

## 航行禁止区域、保安区域（第7条・第8条）

ア. 航行禁止区域（河口湖に2ヶ所指定しています。）

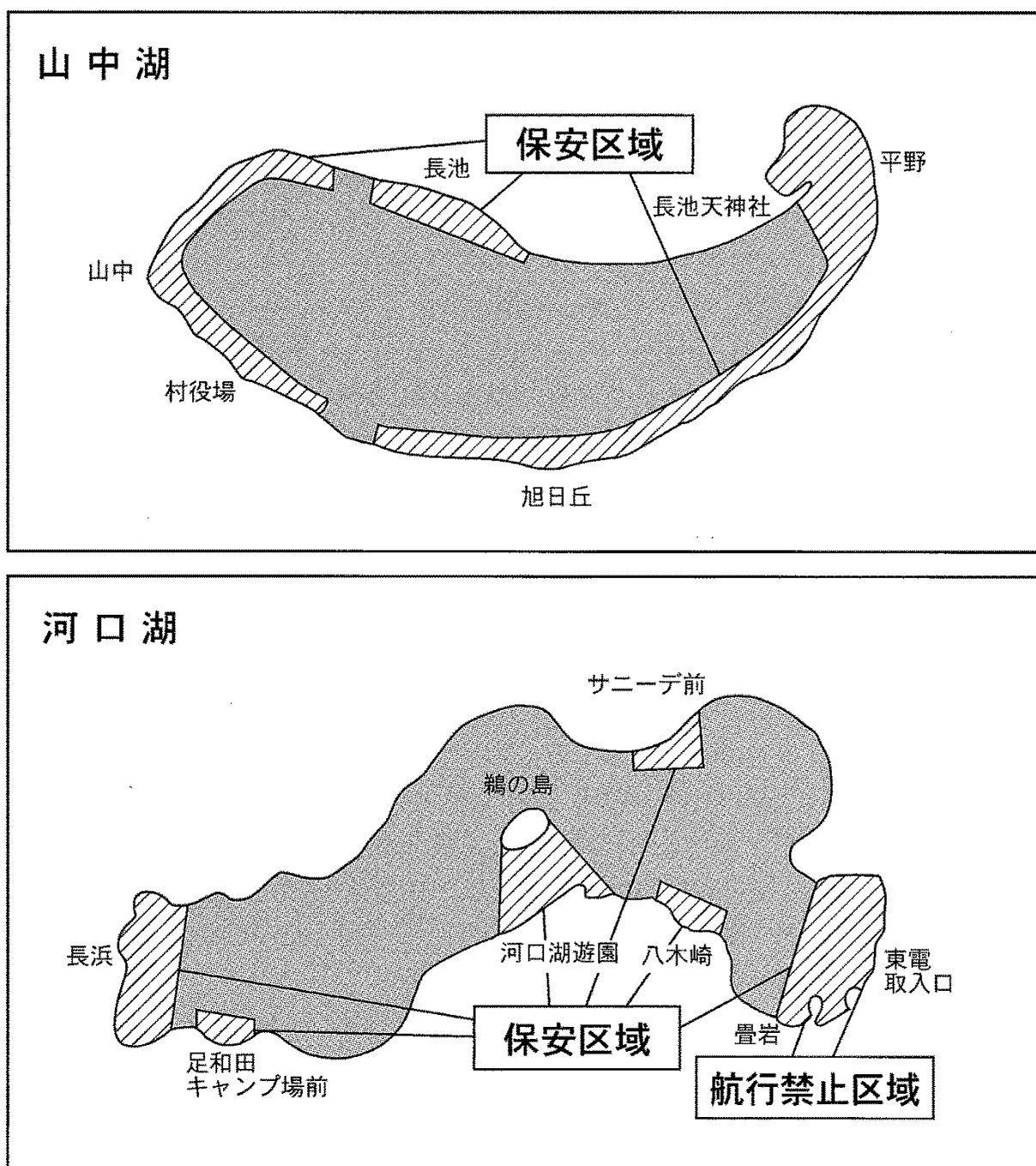
この区域は危険であるため、船舶は航行できません。

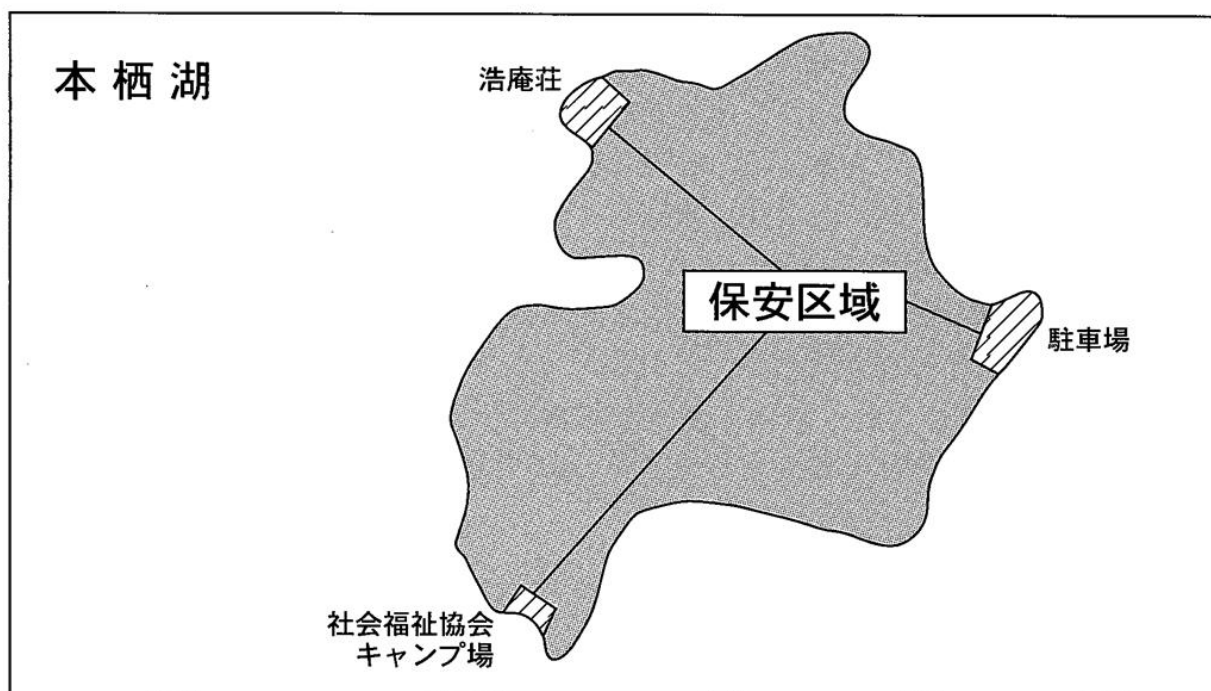
イ. 保安区域（山中湖、河口湖、本栖湖に指定しています。）

この区域は、遊泳者や手こぎボート等を保護するために指定された水域で、河口湖は4月20日から9月15日までの間、山中湖及び本栖湖は4月20日から11月30日までの間、船舶は入れません。

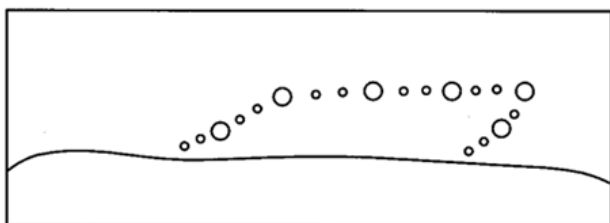
ただし、遊覧船が定められた航路を航行する場合、保安区域内に係留所のある船舶が定められた航法で航行する場合等の航行は除外されます。

### 航行禁止区域・保安区域

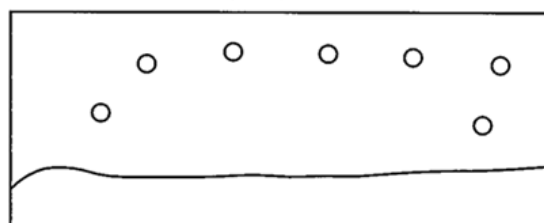




#### ・ 航行禁止区域の標識



#### ・ 保安区域の標識



### 操縦者の遵守事項（第 12 条・第 13 条）

- ア. 酒に酔って船舶を操縦することはできません。
- イ. 急発進、急加速や空ぶかしにより他人に迷惑を及ぼす様な騒音を出してはいけません。

### その他の遵守事項（第 14 条～第 16 条）

- ア. 水上スキー、モーターボート、水上オートバイ及びヨットの大会や競技会を開催する場合は、警察署長の許可を受けなければなりません。
- イ. 航行中の船舶から飛び込んだり、また、遊泳者や手こぎボート等がいる場所でラジコンのボートや飛行機を操作してはいけません。
- ウ. 水上スキーやボードセーリングをしたり、ヨットに乗ったりするときは、救命銅衣を着用しなければなりません。

### 罰則（第 19 条・第 20 条）

事故発生時の措置を怠った者、航行禁止区域又は保安区域を航行した者、大会又は競技会を無許可で行った者等には罰則を科することとしています。

# 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例

(昭和六十三年十二月二十二日 山梨県条例第二十八号)

## (目的)

第一条 この条例は、富士五湖地域の自然的、社会的特性にかんがみ、富士五湖の静穏の保全に関し必要な事項を定めることにより、富士五湖地域の良好な環境の保持増進を図り、もつてこの地域の均衡ある発展と県民の福祉の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 富士五湖 山中湖、河口湖、西湖、精進湖及び本栖湖をいう。
- 二 特定水域 富士五湖の水域のうち自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十条第三項第十七号の環境大臣が指定する区域内の水域を除いた水域をいう。
- 三 県民等 県民、旅行者及び滞在者をいう。
- 四 船舶 機関を用いて推進する船(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第二項に規定する船舶で機関を用いて推進するもの及び主として水上の交通の取締りの用に供する船を除く。)をいう。
- 五 航行 機関を用いて船舶が進行することをいう。
- 六 操縦者 直接船舶を操縦する者及び船長をいう。

## (県民等の責務)

第三条 県民等は、富士五湖の静穏の保全に努めるとともに、県及び富士五湖の存する町村が実施する施策(富士五湖の静穏の保全に関する施策をいう。次条において同じ。)に協力するものとする。

## (県の責務)

第四条 県は、基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

## 第五条 削除

## (航行の制限)

第六条 特定水域において、船舶は、次に掲げる場合を除き、航行制限時間(富士五湖の静穏を特に守るべき時間として規則で定める時間をいう。次条及び第十五条において同じ。)に航行してはならない。

- 一 国又は地方公共団体が公の用に供する目的で航行する場合
- 二 災害その他の非常の事態の発生に際し、必要な措置を講ずるために航行する場合
- 三 祭礼等慣習的な行事に伴い航行する場合
- 四 漁業協同組合の組合員が漁業又は漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第一項に規定する遊漁をする者を漁場に案内

する事業のために航行する場合

五 前各号に掲げるもののほか、知事が公益上必要があると認めて許可した場合

- 2 前項第四号又は第五号の規定により航行する船舶は、みだりに富士五湖の静穏を阻害するような方法で航行してはならない。

## (規制基準の遵守)

第七条 特定水域において航行する船舶は、規制基準(航行制限時間外の時間に航行する船舶が発生する騒音の湖畔における大きさの許容限度として規則で定めるものをいう。第十四条第一項において同じ。)を遵守しなければならない。

## (船舶の届出)

第八条 船舶の所有者は、特定水域において船舶を航行の用に供しようとするときは、当該航行の用に供する日の二週間前の日までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、当該船舶について既にこの項の規定による届出がされているとき(当該船舶について第十二条第一項の規定による廃止の届出がされているとき(同条第二項の規定により廃止の届出があつたものとみなされるときを含む。))を除く。)は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 船舶の種類及び型式
- 三 推進機関の出力
- 四 騒音の防止の方法
- 五 その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出には、船舶安全法第九条第一項に規定する船舶検査証書の写しを添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由により当該届出に当該船舶検査証書の写しを添付することができないときは、その事由が消滅した後遅滞なくこれを提出すれば足りる。

## (船舶届出済証の交付等)

第九条 知事は、前条第一項の規定による届出を受理したときは、届出済証を交付する。

- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、これを見やすいように前条第一項の規定による届出に係る船舶に表示しなければならない。
- 3 第一項の届出済証の交付を受けた者は、これを汚損し、又は滅失したときは、規則で定めるところにより、再交付を受けなければならない。

## (推進機関の出力等の変更の届出)

第十条 第八条第一項の規定による届出をした船舶の所有者(以下「船舶所有者」という。)は、当該届出に係る同項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしたときは、その後特定水域において当該船舶を航行の用に供しようとする時まで

に、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該変更が明らかに当該船舶の発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

(助言又は指導)

**第十一条** 知事は、第八条第一項又は前条の規定による届出があつた場合において、富士五湖の静穏を保全するために必要があると認めるときは、当該届出をした船舶所有者に対し、騒音の防止の方法について、必要な助言又は指導を行うことができる。

(氏名の変更等の届出)

**第十二条** 船舶所有者は、第八条第一項の規定による届出に係る同項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更があつたとき又は当該届出に係る船舶の特定水域における使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 船舶所有者が、第八条第一項の規定による届出に係る船舶について、当該届出をした日(当該船舶所有者が当該船舶について第十三条の二第一項の規定による届出(以下この項において「航行の届出」という。))をした場合にあっては、最後に航行の届出をした日)の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。第十三条の二第一項において同じ。)の末日までの間に航行の届出をしなかったときは、当該末日の翌日に、当該船舶について前項の規定による廃止の届出があつたものとみなす。

(承継)

**第十三条** 船舶所有者から第八条第一項の規定による届出に係る船舶を譲り受けた者は、当該船舶に係る船舶所有者の地位を継承する。

2 船舶所有者について相続、合併又は分割(第八条第一項の規定による届出に係る船舶を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該船舶を承継した法人は、当該船舶所有者の地位を承継する。

3 前二項の規定により船舶所有者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(航行の届出)

**第十三条の二** 船舶所有者は、特定水域において第八条第一項の規定による届出に係る船舶を航行の用に供しようとするときは、当該航行の用に供する日の属する年度(次項において「航行年度」という。)ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該船舶を航行の用に供しようとする湖の名称
- 三 当該船舶を航行の用に供しようとする月及

び日数

四 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出は、航行年度の前年度の二月一日から当該航行年度の開始後最初に特定水域において第八条第一項の規定による届出に係る船舶を航行の用に供しようとする日の二週間前の日までの間にしなければならない。

3 第八条第二項の規定は、第一項の規定による届出をする場合に準用する。

(航行届出済証の交付等)

**第十三条の三** 知事は、前条第一項の規定による届出を受理したときは、届出済証を交付する。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、これを見やすいように前条第一項の規定による届出に係る船舶に表示しなければならない。

3 第一項の届出済証の交付を受けた者は、これを汚損し、又は滅失したときは、規則で定めるところにより、再交付を受けなければならない。

(適用除外)

**第十三条の四** 第十二条第二項、第十三条の二及び前条の規定は、次の各号に掲げる船舶(第十三条の六第四項第一号及び第十三条の七第一項第一号において「特定船舶」という。)のいずれかに該当することについて知事の確認を受けたものについては、適用しない。

一 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第四十四条において準用する同法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供される船舶

二 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第十条第一項の登録を受けた船舶

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)に規定する小型船舶教習所における教習の用に供される船舶

四 山梨県モーターボート業適正化条例(昭和五十二年山梨県条例第二十九号)第二条第二号に規定するモーターボート業その他規則で定める事業の用に供される船舶であつて、これらの事業を行う者が所有権又は賃借権を有するもの

五 国、地方公共団体その他規則で定める者が所有権又は賃借権を有する船舶

(特定船舶の確認の申請等)

**第十三条の五** 前条の確認(以下単に「確認」という。)の申請は、次の事項を記載した申請書を知事に提出して、これをしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 確認を受けようとする船舶の前条各号の区分

三 前号の船舶を航行の用に供しようとする湖の名称

四 その他規則で定める事項

2 第八条第二項の規定は、前項の規定により申請する場合に準用する。

(確認済証の交付等)

第十三条の六 知事は、確認をしたときは、確認済証を交付する。

2 前項の確認済証の交付を受けた者は、これを見やすいように確認に係る船舶に表示しなければならない。

3 第一項の確認済証の交付を受けた者は、これを汚損し、又は滅失したときは、規則で定めるところにより、再交付を受けなければならない。

4 第一項の確認済証の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、これを確認に係る船舶に表示してはならない。

一 当該船舶が特定船舶に該当しなくなったとき。

二 第十三条の八の規定により確認が取り消されたとき。

(特定船舶に係る届出等)

第十三条の七 次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 確認に係る船舶が特定船舶に該当しなくなったとき。 当該確認を受けた者

二 確認に係る船舶の特定水域における使用が廃止されたとき。 当該確認を受けた者

三 確認を受けた者以外の者が当該確認に係る船舶を譲り受けたとき。 当該船舶を譲り受けた者

四 確認を受けた者について相続、合併又は分割（当該確認に係る船舶を承継させるものに限る。）があつたとき。 相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該船舶を承継した法人

2 前項の場合においては、同項（第二号を除く。）の規定による届出を第十三条の二第一項の規定による届出とみなして、第十二条第二項の規定を適用する。

(特定船舶の確認の取消し)

第十三条の八 知事は、次に掲げる場合には、確認を取り消すものとする。

一 確認を受けた者が不正の手段により当該確認を受けたとき。

二 前条第一項の規定による届出があつたとき。

三 前条第一項の規定による届出がなくて同項各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

(改善勧告等)

第十四条 知事は、特定水域において船舶の航行に伴って発生する騒音が規制基準に適合しないときは、当該船舶に係る船舶所有者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該船舶を特定水域におい

て航行の用に供しているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善を命ずることができる。

3 知事は、その職員をして、前項の規定による命令に従わない船舶所有者の当該船舶を特定水域において航行させている操縦者に対して、航行の中止を指示させることができる。

4 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(行為の禁止)

第十五条 何人も、富士五湖において、航行制限時間に騒音を発生する推進機関付きの遊具その他の著しい騒音を発生する機器をみだりに使用してはならない。

(立入検査)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、船舶及び船舶が所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は船舶その他物件を検査させることができる。

2 第十四条第四項の規定は、前項の規定により立入検査をする職員について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(富士五湖環境監視員)

第十七条 知事は、この条例に違反する行為を監視させ、並びに富士五湖の静穏の保全についての指導及び啓発を行わせるため、富士五湖環境監視員を置くことができる。

2 前項の監視員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定に違反して、船舶を航行させた操縦者

二 第十四条第三項の規定による指示に従わないで、船舶を航行させた操縦者

第二十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして船舶を航行の用に供した当該船舶の所有者

二 第十六条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十一条 第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして船舶を航行の用に供した船舶所有者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

**第二十三条** 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第九条第二項、第十三条の三第二項又は第十三条の六第二項の規定に違反して表示をしないで船舶を航行の用に供した船舶所有者
- 二 第十三条の二第一項の規定による届出をしないで船舶を航行の用に供した船舶所有者
- 三 不正の手段により確認を受けた船舶所有者
- 四 第十三条の六第四項の規定に違反して表示をして船舶を航行の用に供した船舶所有者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に富士五湖において船舶を航行の用に供している当該船舶の所有者は、この条例の施行の日から一月を経過する日までの間は、第八条第一項の規定による届出をしないで、当該船舶を航行の用に供することができる。

附 則（平成四年条例第二三号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年条例第三号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第三八号）

この条例は、平成十五年十一月十五日から施行する。

附 則（平成一六年条例第三三号）

この条例は、平成十六年九月十三日から施行する。

附 則（平成一七年条例第八四号）

この条例は、平成十八年三月一日から施行する。

附 則（平成二十六年条例第三〇号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例（以下この項から附則第四項までにおいて「新条例」という。）第八条第一項の規定は、平成二十六年八月十五日以後に特定水域（新条例第二条第二号に規定する特定水域をいう。以下この項及び附則第四項において同じ。）において船舶を航行（新条例第二条第五号に規定する航行をいう。以下この項及び附則第四項において同じ。）の用に供しようとする場合について適用し、同日前に特定水域において船舶を航行の

用に供しようとする場合については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第八条第一項の規定による届出があった船舶については、同日に新条例第八条第一項の規定による届出があったものとみなして、新条例第十二条第二項の規定を適用する。
- 4 新条例第十三条の二から第十三条の八まで並びに第二十三条第一号、第二号及び第四号の規定は、平成二十七年四月一日以後に特定水域において新条例第八条第一項の規定による届出に係る船舶を航行の用に供しようとする場合について適用する。



山中湖村



富士河口湖町



# 山梨県富士五湖水面上安全条例

(昭和四十八年三月三十一日 山梨県条例第八号)

## (目的)

第一条 この条例は、富士五湖の水上における交通の安全と事故の防止を図り、及び水上の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 水域 山中湖、河口湖、西湖、本栖湖及び精進湖をいう。
- 二 船舶 機関又は帆を用いて推進する船をいう。
- 三 操縦 船舶をその本来の用い方に従って用いることをいう。
- 四 航行 船舶を操縦して進行することをいう。
- 五 操縦者 かじ又はだ輪を操作して直接船舶を操縦する者及び船長をいう。

## (船舶の航法)

第三条 船舶は、水域における交通の安全と事故の防止を図るため、次の各号に掲げる航法に従い航行しなければならない。

- 一 二隻の船舶が真向かいに、又はほとんど真向かいに行き会う場合であって、衝突のおそれがあるときは、各船舶は、進路を右に転じて互いに他の船舶の左げん側を通過すること。
  - 二 二隻の船舶が互いに進路を横切する場合であって、衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、他の船舶の進路を避けること。
  - 三 船舶が他の船舶を追い越そうとするときは、当該船舶を確実に追い越し、かつ、十分に遠ざかるまで当該船舶の進路を避けること。
  - 四 船舶と船舶以外の船が互いに衝突のおそれがある方向に進行するときは、船舶は、当該船の進路を避けること。
- 2 船舶は、水域において、他の船舶等に危険を及ぼすような速度と方法で航行してはならない。

## (航行中における危険な際の措置)

第四条 船舶は、水域において、霧、もや、豪雨等により視界が制限される状態で航行するとき又は見通しの困難な場所を航行するときは、危険を防止するため、汽笛、号鐘その他の警音を鳴らさなければならない。

- 2 操縦者は、水域において、航行中天候が急変したときその他航行に危険が予想されるときは、船舶の速度を減じ、又は安全な場所に避難する等必要な措置を講じなければならない。
- 3 船舶は、水域において、夜間航行するときは、他の船舶等から視認しうるような灯火を用いなければならない。

## (警察官の指示)

第五条 警察官は、前二条の規定に違反して航行している船舶の操縦者に対し、当該違反行為を中止すること又は航行の危険を除去するため必要な措置を講じることが指示することができる。

## (航行による事故発生の際の措置)

第六条 水域において、船舶の航行による人の死傷又は物の損壊（以下「航行による事故」という。）があつたときは、当該船舶の操縦者その他の乗務員は、直ちに負傷者を救護し、危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該船舶の操縦者（操縦者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、速やかに警察官に当該航行による事故が発生した日時及び場所、当該航行による事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度並びに当該航行による事故について講じた措置を報告しなければならない。

## (航行禁止区域の指定)

第七条 公安委員会は、水上における交通の安全と事故の防止を図るため必要があると認める場合は、標識を設置して、水域のうち特定の区域を航行禁止区域として指定することができる。

## (保安区域の指定)

第八条 公安委員会は、遊泳者等が船舶により危害を受けることを防止するため必要があると認める場合は、標識を設置して、水域のうち特定の区域を期間を限って保安区域として指定することができる。

## (標識の種類等)

第九条 前二条に規定する標識の種類、様式及び設置場所については、公安委員会規則で定める。

## (航行の禁止)

第十条 船舶は、第七条の規定による航行禁止区域及び第八条の規定による保安区域を航行してはならない。

## (標識の移動等の禁止)

第十一条 何人も、みだりに第七条又は第八条の規定により公安委員会が設置した標識を移動し、又は損壊してはならない。

## (酒酔い操縦の禁止)

第十二条 何人も、水域において、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいう。）で船舶を操縦してはならない。

## (動力船の操縦者の遵守事項)

第十三条 機関を用いて推進する船（以下「動力船」という。）の操縦者は、水域において、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすことと

なる騒音を生じさせるような方法で、動力船を急に発進させ、若しくはその速度を急激に増加させ、又は動力船の原動機の動力をプロペラ等に伝達させないで原動機の回転数を増加させてはならない。

- 2 水域において、水上スキーを行う場合は、動力船の操縦者は、後方の安全の確認を行う者を同乗させるよう努めなければならない。

(大会等の許可)

第十四条 水域において、水上スキーの大会又は競技会その他の水上における交通に著しい影響を及ぼすような大会又は競技会であって、公安委員会規則で水上における交通の安全を図るため必要と認めて定めるもの(以下「大会等」という。)を開催しようとする者は、当該大会等に係る場所を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、公安委員会規則で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出しなければならない。

- 3 第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る大会等が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る大会等が水上における交通の安全上現に支障が生ずるおそれがないと認められるとき。

- 二 当該申請に係る大会等が許可に付された条件に従って行われることにより水上における交通の安全上支障が生ずるおそれなくなると認められるとき。

- 4 第一項の許可をする場合において、所轄警察署長は、当該許可に係る大会等が前項第一号に該当する場合を除き、当該許可に水上における交通の安全を図るため必要な条件を付することができる。

(水域における遵守事項)

第十五条 何人も、水域において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 航行中の船舶からみだりに飛び込まないこと。

- 二 遊泳者等に危険を及ぼすような方法で、電波を利用して遠隔操作を行う遊具を使用しないこと。

(救命胴衣の着用)

第十六条 水域において、水上スキーその他公安委員会規則で定める行為をしようとする者は、救命胴衣を着用するよう努めなければならない。

- 2 前項の救命胴衣の基準は、公安委員会規則で定める。

(水上安全指導員の設置)

第十七条 公安委員会は、水域における交通の安全と事故の防止を図り、及び水域における交通に起因する障害の防止に資するための指導及び啓発を行わせるため、水上安全指導員を置くことがで

きる。

- 2 前項の水上安全指導員は、公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会が委嘱する。

(実施規定)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条前段の規定に違反した船舶の操縦者

- 二 第十一条の規定に違反した者

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、二月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条前段の規定に違反した船舶の乗務員(操縦者を除く。)

- 二 第十条の規定に違反した船舶の操縦者

- 三 第十二条の規定に違反して船舶を操縦した者

- 3 第十四条第一項の規定に違反した者又は同条第四項の規定により所轄警察署長が付した条件に違反した者は、一月の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

- 4 第六条後段に規定する報告をしなかった者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 5 第五条の規定による警察官の指示に従わなかった者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、昭和四十八年六月一日から施行する。

附 則(昭和六三年条例第三六号)

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第三一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成十一年条例第三〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十一年九月一日から施行する。

## その他の関係法令

### 【船舶安全法】

| 項<br>目 | 法<br>令<br>名     | 適<br>用<br>範<br>囲 | 適用除外                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 主な取締項目                                                                  | 罰則                                      |
|--------|-----------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 船舶検査   | 船舶安全法・船舶安全法施行規則 | エンジン付の船          | 1. 長さ 12m未満の船舶<br>(1) 次の要件を全て満足する小型船舶<br>・ 推進機関として船外機を使用<br>・ 長さ 5m未満の船舶では連続最大出力が 3.7kw (約 5 馬力) 以下<br>・ 長さ 5m以上の船舶では連続最大出力が 7.4kw (約 10 馬力) 以下<br>・ 旅客の定員が 3 人以下<br>・ 航行区域が湖・ダム等のみで使用<br>(2) 長さ 3m未満の船舶であって、推進機関の連続最大出力が 1.5kw (約 2 馬力) 未満<br>2. 災害発生時のみに使用される救難用船舶<br>(国又は地方公共団体の所有する船舶のみ) | ※無検査<br>※最大搭載人員を越えて航行<br>※航行区域を越えて航行<br>※中間臨時検査を受けずに航行<br>※船舶検査証書の条件に違反 | 所有者・船長<br><u>1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金</u> |
|        |                 |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ※船舶検査証書・船舶検査手帳不携帯<br>※船舶検査済票を両船側の船外から見やすい場所にはりつける。                      | 行為者<br><u>20 万円以下の罰金</u>                |

(参考) 1 馬力=0.7355Kw

### 【自然公園法】(抄)

(特別地域)

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。（1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金）

十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(利用のための規制)

第三十七条 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。（30 万円以下の罰金）

一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】(抄)

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。（5 年以下の拘禁刑又は 1 千万円以下の罰金）

### 【山梨県迷惑行為防止条例】(抄)

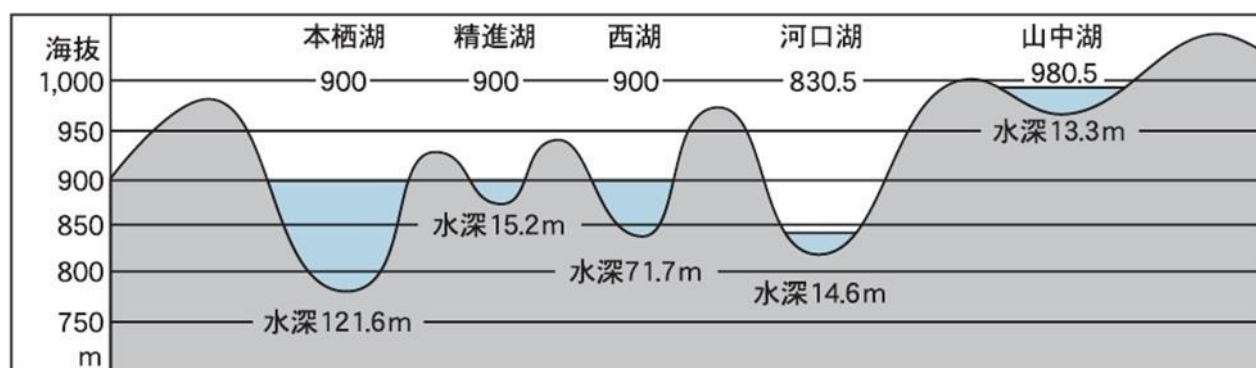
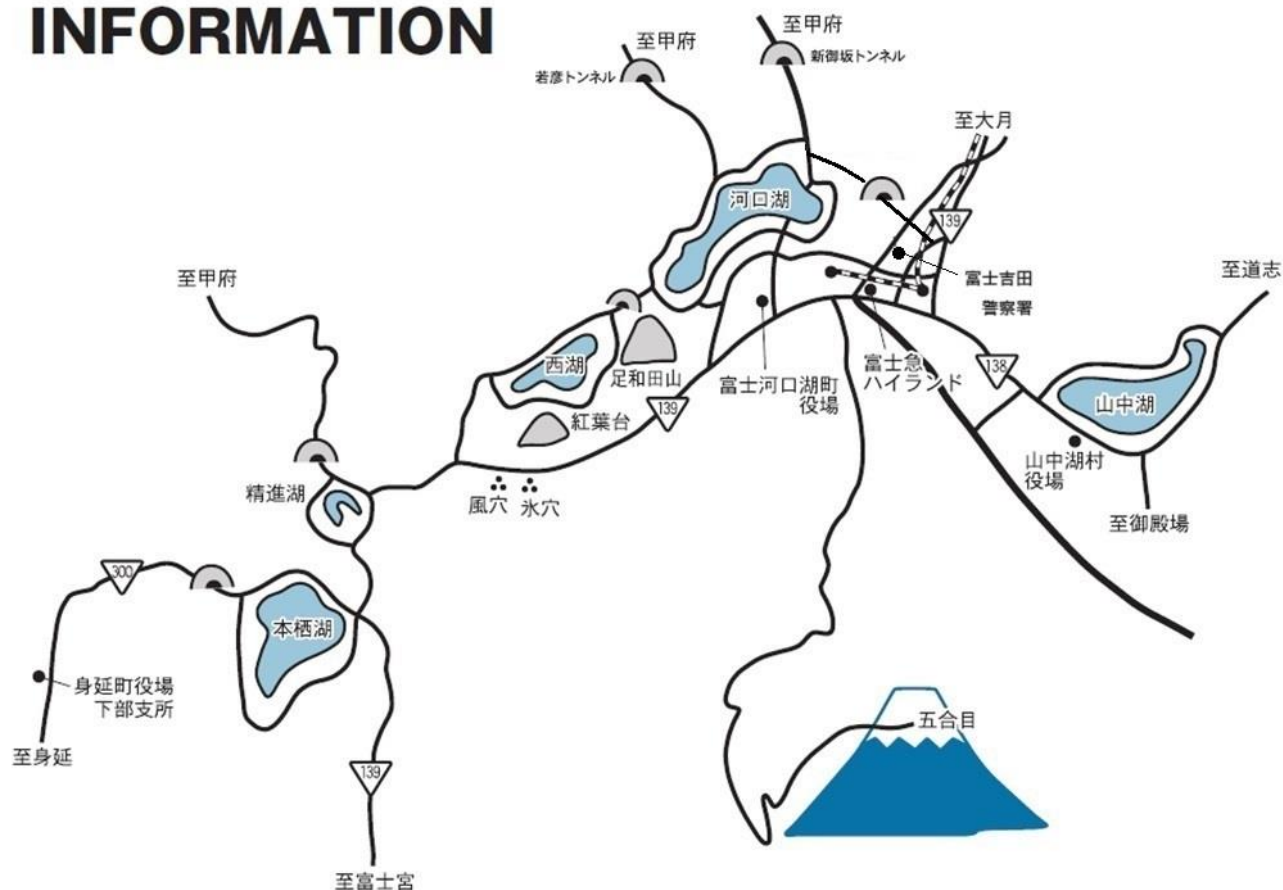
(湖水等における危険行為の禁止)

第十三条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、正当な理由がないのに、モーターボートその他原動機を用いて推進する舟、水上スキー又はヨットを疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者（以下「遊泳者等」という。）に対して危険を感じさせるような行為をしてはならない。（50 万円以下の罰金又は拘留等）

2 何人も、前項の水面において、正当な理由がないのに、遊泳者等の浮輪、手こぎのボートその他の小舟、器物等に、いたづらをして、不安を覚えさせ、又はその遊泳若しくは遊戯等を妨げてはならない。（50 万円以下の罰金又は拘留等）

3 何人も、遊泳、スケート、行楽等のため多数の人が集まっている湖畔、氷上、河川敷地等通常一般交通の用に供しない場所において、正当な理由がないのに、自動車、原動機付自転車、軽車両等を走行させ、公衆に対し危険を感じさせるような行為をしてはならない。（50 万円以下の罰金又は拘留等）

# INFORMATION



## ■富士五湖の静穏の保全に関する条例に基づく届出等の窓口

|           |                             |                   |
|-----------|-----------------------------|-------------------|
| 山中湖村観光課   | 〒401-0595 南都留郡山中湖村山中 237-1  | ☎0555-62-9977 (直) |
| 富士河口湖町環境課 | 〒401-0392 南都留郡富士河口湖町船津 1700 | ☎0555-72-3169 (直) |

## ■富士五湖の静穏の保全に関する条例についての問合せ先

|                       |                         |                   |
|-----------------------|-------------------------|-------------------|
| 富士・東部林務環境事務所環境・エネルギー課 | 〒402-0054 都留市田原 2-13-43 | ☎0554-45-7811 (直) |
| 山梨県大気水質保全課            | 〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1  | ☎055-223-1508 (直) |

## ■自然公園法についての問合せ先

|            |                        |                   |
|------------|------------------------|-------------------|
| 山梨県自然共生推進課 | 〒403-8501 甲府市丸の内 1-6-1 | ☎055-223-1522 (直) |
|------------|------------------------|-------------------|

## ■富士五湖水安全条例についての問合せ先

|             |                        |                   |
|-------------|------------------------|-------------------|
| 富士吉田警察署     | 〒403-0012 富士吉田市旭 1-5-1 | ☎0555-22-0110 (代) |
| 警察本部生活安全地域課 | 〒400-8586 甲府市丸の内 1-6-1 | ☎055-221-0110 (代) |